旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第三―三六一〇号

(三)　商号　株式会社ＥＶＣ

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社ＥＶＣ　東京都港区赤坂八丁目一番一九号エクレール乃木坂五〇一　代表取締役　三浦　秀一

(五)　主たる営業所の所在地　東京都港区赤坂八丁目一番一九号エクレール乃木坂五〇一

(六)　旅行業の登録年月日　平成八年三月二十五日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年五月六日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は四百五十万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十八年五月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―六五四五号

(三)　商号　ここ旅株式会社

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　ここ旅株式会社　東京都港区麻布十番一丁目七番一一号　代表取締役　皆川　栄一

(五)　主たる営業所の所在地　東京都港区麻布十番一丁目七番一一号

(六)　旅行業の登録年月日　平成二十四年六月二十一日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十八年五月六日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十八年五月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第三九七号　昭和五十二年二月一七日

(二)　商号　株式会社アミューザ

(三)　名称、住所及び代者の氏名　株式会社アミューザ　大阪市北区梅田一丁目二番二―一〇〇号　代表取締役　北村　修一

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　大阪市北区梅田一丁目二番二―一〇〇号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十四年十二月二十日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十七年四月十六日

四、当協会に預託した保証金等の額　七百十万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関る取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、一億二千万円及び七百十万円也です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月二十四日

大阪府富田林市西条町二丁目三六二五番地

株式会社日本特殊管製作所

代表取締役　植村　功夫

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数
吉田　五　大阪府松原市一津屋五丁目一番二五号	普通株式　一六一二株
山田シズエ　堺市美原区北余部三八二	普通株式　一二〇〇株
山本佳津子　大阪府富田林市山中田三五八	普通株式　三〇株
田中　安茂　大阪府富田林市高辺台二丁目一九―一	普通株式　六〇株
松岡千恵子　大阪府池田市井口堂三丁目九―一三	普通株式　五一五株
山本　久子　大阪市住吉区大領三丁目三二二五	普通株式　一〇〇〇株
泉谷キヨエ　堺市堺区東湊六丁三六六番地	普通株式　一五〇〇株

平成二十八年五月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　田川　博己

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十四日

大阪府豊中市稲津町二丁目四番一号

ネッツトヨタニューリー北大阪株式会社

確定給付企業年金　清算人　西邑　大心

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十八年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はコカ・コーライーストジャパン株式会社規約型確定給付企業年金が承継しております。

平成二十八年五月二十四日

宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目一番三三号

仙台コカ・コーラグループ企業年金基金

清算人　遠藤　宏之